



裁判員と地方公務員災害補償制度について

質 問

本市の職員が裁判員に選任されて、午後からの裁判に参加することになっています。

午前中は、職場にて業務に従事し、その後に裁判所へ向かうことを予定していますが、職場から裁判所への移動中に交通事故に遭遇した場合に、地方公務員災害補償法の規定による補償を受けることができますか。

回 答

裁判所への移動は、地方公務員災害補償法に規定している公務上または通勤途上の行為とは認められないので、設問のような事故に遭遇しても、補償を受けることはできません。

解 説

1. 裁判員制度

平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下「裁判員法」という。）が成立し、平成21年5月21日に施行されて、裁判員制度が実施されます。

裁判員の選任には、毎年作成される裁判員候補者名簿に名前が記載された者から、くじが行われて（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下「裁判員規則」という。）第19条）、裁判の6週間前までに、裁判員候補者に選任されたことを地方裁判所から送付される呼出状により通知されます。裁判の当日には、裁判員候補者の中から再びくじをおこない、裁判員に選任されます（裁判員法第37条、裁判員規則第35条）。

裁判員制度は、法律の専門家ではない者が、裁判に参加することによって、国民の社会常識を裁判の内容に反映させることを目的としているので、国会

議員や国務大臣、法律の関係者（裁判官、検察官、弁護士等）、都道府県知事、市町村長は、裁判員の就職禁止事由に該当して、裁判員になることが禁止されています（裁判員法第15条）。また、警察官や自衛官も、就職禁止事由に該当しますが、全ての公務員が裁判員になることを禁止されておらず、国家公務員では、職員が勤務時間中に裁判所へ行き、裁判員として裁判に参加することができるように特別休暇が認められており、地方公務員でも、国家公務員に準じて取り扱うことが適当であるとされています。

2. 特別休暇

専ら職員側の私生活上または社会生活上の事由から、勤務義務を履行することが困難な場合があります。その勤務をしないことが社会慣習上や物理上等から真にやむを得ない事由であり、勤務条件として保証することが相当であると認められるものは、特別休暇として、所定の手続きに従い、適法に任命権者の承認を得て、勤務義務を免除されることとなります。職員が結婚する場合や出産する場合、親族が死亡した場合が該当します。

特別休暇は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）」（平成6年8月5日自治能第65号）によれば、人事委員会（人事委員会のない場合は任命権者の定める）規則に委ねる形式をとっていますが、地方公共団体（以下「団体」という。）によっては、具体的に条例で定めている場合もあります。

団体は、条例や規則を定める場合には、法令に反してはならず（地方自治法（以下「自治法」という。）第14条、第15条）、また、勤務条件を定める場合には、国及び他の団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければなりません（地方公務員法（以下「地公法」という。）第24条第5項）。

また、労働基準法第7条では、労働者が労働時間

中に、公の職務に参加することを求めた場合には、使用者は、これを拒んではならないことが規定されており、公の職務の解釈には、裁判員の職務も含まれております（「労働基準法関係解釈例規について」（昭和63年3月14日基発第150号・婦発第47号））。

国家公務員において、特別休暇は、人事院規則で定める場合における休暇であるとしており（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条）、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第2号にて、職員が裁判員として出頭する場合は、必要とされる期間について特別休暇が認められています。

従って、地方公務員が裁判員として裁判に参加する場合は、国家公務員と同様に特別休暇を認める条例等を定めることが適当であると解されます。

3. 地方公務員災害補償制度

業務上の事由又は通勤上において負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合に、これに対する補償を行うことは、労働災害補償保険法により、ひろく労働者全体について実施されています。同様に、地方公務員についても、地公法第45条第1項にて、職員の公務上における負傷等に対する補償を実施することを規定しており、地方公務員災害補償法に基づいて、公務上の負傷または疾病（以下「公務災害」という。）に対する療養または療養費の給付、公務災害に起因する休業補償の給付、公務災害に起因する傷害補償の給付および公務災害に起因する遺族補償の給付がなされるように、公務災害補償制度が定められています。

補償については、迅速かつ公正な実施を確保するために、団体に代わって地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が、その実施主体となるべく設置されており（地方公務員災害補償法第1条）、災害が公務災害・通勤災害であることの審査・認定は、基金にて行なわれています。

4. 通勤災害

勤務に就くため、または勤務を終了したことにより行われる移動中に起こった災害（通勤災害）は、

それが合理的な経路及び方法による場合は、前述のとおり地方公務員災害補償の対象になります（地方公務員災害補償法第1条）。

合理的な経路及び方法とは、一般に、職員が用いると認められる経路及び方法であり、定期券による経路、通勤届による経路などのほか、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する場合も合理的な経路に該当します。

また、生活実態のある住居と勤務場所との移動のみならず、長期療養により看病に必要な家族が入院している病院と勤務場所間の移動も、通勤の範囲になります（「通勤による災害の対象となる通勤の範囲及び想定事例について」（平成20年10月1日総行安第112号）（以下「想定事例」という。））。

通勤とは関係のない目的で、合理的な経路からそれること（以下「逸脱」という。）や、経路上であっても、通勤目的から離れた行為（以下「中断」という。）があった後は、通勤には該当しません（地方公務員災害補償法第2条第3項）。従って、勤務終了後に、勤務地で相当時間にわたって私用を弁じた後に、帰宅する場合は、勤務との直接的関連性が失われるので、勤務のための移動にはなりません。しかし、通勤の逸脱や中断があっても、その行為が日常生活上に必要な場合であれば、経路に戻った後の移動は、通勤に該当するとされており、想定事例にて、食品や薬品の購入や生活家電の修理、独身職員が通勤途中で食事をする場合等が、日常生活上に必要な行為と認められています。ただし、レジャー用品や装飾品の購入や映画館や娯楽施設へ行く場合は認められず、その後に経路に戻っても通勤には該当しません。

5. 本事例の検討

職場から裁判所へ移動する行為について、以下の検討が必要になります。

- ①公務上の行為に該当するか。
- ②通勤に該当するか。

①について、職員が、職場から裁判所へ移動する行為が、職務命令による出張である場合は、公務上の行為になり、災害補償の対象になりますが、本件

は、特別休暇を取得しており、職務から開放されているので、公務上の行為とは認められません。

②について、裁判員として裁判所へ向かうことにより、勤務との直接関連性は失われることになるので、通勤行為とは認められません。

以上の検討により、公務上もしくは通勤途上の行為には該当しないため、地方公務員災害補償制度による補償を受けることはできません。

ただし、裁判所職員は、裁判所職員臨時措置法により、国家公務員災害補償法が準用されます。非常勤の裁判所職員である裁判員も同様に、同法の適用が受けられます。

裁判所への移動については、居宅や職場からの場合は、国家公務員災害補償制度の対象範囲になっておりますので、その移動中の災害については、裁判員に選任された地方裁判所にて補償の申請を行うことができます。

6. 補足

地方公務員は、労働の対価として報酬を得るような営利企業に従事する場合は、任命権者の許可を受けなければなりません（地公法第38条）、裁判員に支給される日当については（裁判員法第11条）、地公法上の報酬には該当しないことから、職員が裁判員として裁判に参加することは、営利企業に従事に該当せず、許可を申請する必要はないとされています。

（大阪府総務部市町村課行政グループ）